

有料職業紹介事業手数料規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会が高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条の規定に基づき届出により行う職業紹介事業について、紹介先事業所から徴収する手数料に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（手数料の徴収）

第2条 手数料は、職業紹介事業の実施に要する諸経費等として徴収するものとする。

（手数料の額）

第3条 手数料の額は、職業安定法施行規則に定める紹介手数料の上限手数料の範囲内とする。

（手数料の使途）

第4条 手数料は、職業紹介事業等を遂行するための経費に充てる。

（委任）

第5条 この規程に関して必要な事項は会長が定める。

附則 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は、令和2年 2月 13日から施行する。